

【新旧対照表】

総合取引約款

新	旧
<p data-bbox="240 474 549 506"><u>(サービスの利用制限等)</u></p> <p data-bbox="240 521 783 837">第 13 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなく、第 2 条第 1 項に定める取引および当社のサービスの利用につき、当社が必要と認める範囲で中止または制限することがあります。当社は当該中止または制限の理由につき開示できない場合があります。</p> <p data-bbox="240 853 783 981">① <u>お客様が第 3 条第 4 項に定める取引時確認また当社が必要と認める情報提供に応じない場合</u></p> <p data-bbox="240 996 783 1077">② <u>お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合</u></p> <p data-bbox="240 1093 783 1267">③ <u>当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預り資産の状況等に鑑み、当社のサービスの利用を制限することが適当であると判断した場合</u></p> <p data-bbox="240 1283 783 1556">④ <u>お客様の届出事項、お客様の取引状況、当社からの連絡に対するお客様の回答その他の事情に基づいて、犯罪収益移転防止法その他の法令諸規則等に抵触する取引に利用されまたはそのおそれがあると当社が判断した場合</u></p> <p data-bbox="240 1572 783 1700">⑤ <u>お客様が第 14 条第 1 項第 3 号から第 14 号に該当するおそれがあるものと当社が判断した場合</u></p> <p data-bbox="240 1715 783 1989">⑥ <u>お客様が当社との取引およびサービスの利用に関して脅迫的な言動、迷惑行為、または暴力または暴言を用い当社の業務を妨害するなどして、当社として適正な取引関係を継続することが困難であると当社が判断した場合</u></p>	<p data-bbox="818 474 911 506"><u>(新設)</u></p>

<p>⑦ <u>前各号のほか、当社がお客様による当社との取引およびサービスの利用の継続が望ましくないと判断した場合、</u></p> <p><u>2 前項のサービスの利用制限等によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。</u></p>	
<p>(取扱いの解約)</p> <p>第 14 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、第 2 条第 1 項に定める取引および当社のサービスの取扱いを解約します。</p> <p>① お客様が当社各取扱商品の取引・当社のサービスの利用終了を申出た場合</p> <p>② お客様が指定預金口座を解約した場合</p> <p>③ お客様が第 16 条の届出を怠るなどして、相当期間当社からの連絡が不通となった場合等当社が相当な理由によりお客様による取扱商品の取引・当社のサービスの取扱いを終了した場合</p> <p>④ お客様がこの約款または当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反したことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑤ お客様が当社に対する届出事項について事実と反する届出等あるいは第 3 条第 5 項の確約した事項に関して虚偽の申告を行ったと当社が認めたことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑥ お客様が反社会的勢力であることが第 3 条第 1 項に規定する取引口座開設後に判明したことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑦ お客様が、当社との取引において、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動を</p>	<p>(取扱いの解約)</p> <p>第 13 条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、第 2 条第 1 項に定める取引および当社のサービスの取扱いを解約します。</p> <p>① お客様が当社各取扱商品の取引・当社のサービスの利用終了を申出た場合</p> <p>② お客様が指定預金口座を解約した場合</p> <p>③ お客様が第 16 条の届出を怠るなどして、相当期間当社からの連絡が不通となった場合等当社が相当な理由によりお客様による取扱商品の取引・当社のサービスの取扱いを終了した場合</p> <p>④ お客様がこの約款または当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反したことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑤ お客様が当社に対する届出事項について事実と反する届出等あるいは第 3 条第 5 項の確約した事項に関して虚偽の申告を行ったと当社が認めたことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑥ お客様が反社会的勢力であることが第 3 条第 1 項に規定する取引口座開設後に判明したことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑦ お客様が、当社との取引において、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動を</p>

<p>し、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為等をしたことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑧ <u>お客様が当社との取引およびサービスの利用に関して脅迫的な言動、迷惑行為、または暴力または暴言を用い当社の業務を妨害するなどして、当社として適正な取引関係を継続することが困難となったことを理由に当社が解約を申し出た場合</u></p> <p>⑨ お客様よりお預りする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得されたものであると当社が判断したことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑩ お客様が相当期間、当社取扱商品の取引・当社のサービスの利用を行わない場合</p> <p>⑪ <u>お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった場合、またはお客様が本邦内の居住者であることを当社が確認できない場合</u></p> <p>⑫ <u>お客様の取引が公正な市場価格の形成に弊害をもたらしている、またはその恐れがあると当社が判断した場合</u></p> <p>⑬ <u>お客様が当社における口座を第三者と共同利用している、または第三者に貸与している疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p>⑭ <u>前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、またはその他やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合ならびに当社が当社のサービスのご利用をお断りした場合</u></p>	<p>し、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為等をしたことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>(新設)</p> <p>⑧ お客様よりお預りする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得されたものであると当社が判断したことを理由に当社が解約を申出た場合</p> <p>⑨ お客様が相当期間、当社取扱商品の取引・当社のサービスの利用を行わない場合</p> <p>⑩ お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなった場合</p> <p>⑪ <u>お客様の取引が公正な市場価格の形成に弊害をもたらしている、またはその恐れがあると当社が判断した場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>⑫ 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合ならびに当社が当社のサービスのご利用をお断りした場合</p>
---	---

<p>2 前項各号の場合、当社は、原則としてお客様の保有する当社取扱商品の残高を売却の上、第7条に定める方法により売却代金をお支払いします。</p>	<p>2 前項各号の場合、当社は、原則としてお客様の保有する当社取扱商品の残高を売却の上、第7条に定める方法により売却代金をお支払いします。</p>
<p>(以下、条数のみ変更)</p>	<p>(以下、条数のみ変更)</p>

投資一任口座約款（新設）

新	旧
<p><u>（この約款の趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この約款は、お客様がフィデリティ証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定する、投資一任契約（お客様がフィデリティ投信株式会社（以下「フィデリティ投信」といいます。）と締結する投資一任契約に限ります。以下同じ。）に基づく取引を実施するための口座（以下「投資一任口座」といいます。）に係る権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</u></p> <p><u>2 投資一任口座における取引および関連するサービス等の内容や権利義務に関する事項は、お客様と当社との間において、この約款に定めがある場合を除き、「総合取引約款」の定めるところによります。</u></p> <p><u>（投資一任取引）</u></p> <p><u>第2条 この約款において投資一任取引とは、お客様とフィデリティ投信の間の投資一任契約に基づいて、投資一任口座においてフィデリティ投信がお客様のために行う取引をいいます。</u></p> <p><u>2 フィデリティ投信の定める方法でお客様が投資一任契約の締結を申込み、投資一任契約が締結されると、投資一任取引を利用できることとなります。</u></p> <p><u>3 当社は、当該投資一任契約の締結においてフィデリティ投信を代理します。</u></p> <p><u>4 当社の投資一任口座の開設には、事前に当社の総合取引口座の開設が必要です。</u></p> <p><u>5 フィデリティ投信と投資一任契約を締結する場合、同時に当社の投資一任口座が開設されるものとします。</u></p>	<p><u>新設</u></p>

(投資信託の累積投資)

第3条 投資一任口座の開設が行われる場合、「投資信託自動けいぞく投資約款」に基づく取引またはサービスの申込みも同時に行われるものとします。

2 この約款に特に定めのない限り、投資一任口座における自動けいぞく（累積）投資に係る取引契約は、「投資信託自動けいぞく投資約款」の定めるところによります。

(有価証券の保護預り等)

第4条 この約款に特に定めのない限り、投資一任口座における有価証券の保護預り等については、「保護預り約款」「株式等振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「特定口座約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の定めるところによります。

(解約事由)

第5条 投資一任契約の解約に関しては、お客様とフィデリティ投信の間の投資一任契約の取り決めにに基づきます。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当したときは、投資一任口座を解約することができるものとします。

① 「総合取引約款」に基づいて当社が提供するサービスの解約がなされる時

② 当社が投資一任口座に係る投資一任契約に基づく業務を営めなくなったとき、または当該業務を終了したとき

③ 前各号の他、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断したとき、またはその他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(サービス内容等の変更)

第6条 当社は、投資一任取引に関連するサービス等を変更する場合には、あらかじめ

めその内容をウェブサイトで掲示するなど、当社の定める方法によりお知らせします。なお、変更の内容が軽微なものと判断される場合には、お知らせしないことがあります。

(約款の変更)

第7条 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会等が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときに、民法548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページに掲載するなど当社所定の方法により周知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、変更にご同意いただいたものとして取扱います。

(書面の電子交付)

第8条 投資一任口座における取引報告書等（第3項に定める電子交付の対象書面）の交付は、金融商品取引法第34条の2第4項の規定等に基づき、電磁的な方法により行うものとします。この場合、当社は原則として、取引報告書等の書面による交付は行わないものとします。

2 総合取引口座で「電子交付サービス」を利用していない場合でも、投資一任口座における次項で定める対象書面は電磁的な方法により提供するものとします。

3 電子交付の対象書面は、金融商品取引法等に定められている書面および投資一任口座における取引に関して当社が提供するその他書面のうち、当社が定める以下の書面とします。

① 取引報告書

② 取引残高報告書

③ その他、当社が定め、投資一任口座のウェブサイト上に掲げるもの

4 当社は、お客様に予告することなく、法令に反しない範囲で書面の電子交付の方法を変更することができるものとします。

これにより生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

5 当社は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

(取引報告書等の交付時期)

第9条 有価証券の売買等の取引が成立したときは、取引報告書を遅滞なくお渡しします。

2 当社は、四半期に1回以上、期間内の取引の経過ならびに期末の保護預り証券等および預り金の残高を記した取引残高報告書をお渡しします。ただし、お取引がない場合は、お渡しする頻度を1年に1回以上とすることがあります。

3 当社は、前2項の他に投資一任口座のウェブサイト上に提供するものについては、当社の定める方法により、お客様に交付します。

(金銭の取扱い)

第10条 お客様からお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等はお支払いいたしません。

2 金銭のお客様へのお支払（総合取引口座への振替を含みます。以下同じです）を行う場合において租税等の源泉徴収を要するときは、源泉徴収後の金額を支払います。

3 投資一任口座内においてはMRFの自動買付・自動解約は行いません。

4 投資一任契約の解約または契約金額の減額（一部解約）を行う場合を除き、お客様は投資一任口座内の金銭の出金または総合取引口座への振替を請求することはできません。

（総合取引口座と投資一任口座との間の自動資金振替）

第11条 フィデリティ投信による運用商品買付申込日の翌営業日に、総合取引口座内の資金を総合取引口座から投資一任口座へ自動的に振替えます。資金の自動振替は、総合取引口座の余力と投資一任契約の契約金額を比較し、余力が当該契約金額以上の場合に実行されます（その他、お客様の口座状態等の当社が定める条件を満たす必要があります）。

2 フィデリティ投信による運用商品の売却により投資一任口座に支払われた解約代金は、受渡日に総合取引口座へ自動的に振替えられ、総合取引口座にてお使いいただけるようになります。

3 前2項の振替にともなう総合取引口座におけるMRFの自動買付・自動解約については、別に定めるMRF累積投資約款の規定によります。

（有価証券の取扱い）

第12条 投資一任契約の解約、および投資一任契約に基づきお客様が保有し当社がお預かりする投資一任口座内の保護預り証券等の全部または一部の解約等については、お客様とフィデリティ投信の投資一任契約の取決めにに基づきます。

2 お客様が保有し当社がお預かりする投資一任口座内の保護預り証券等（以下「口座内証券」といいます。）の返還請求については、当社の定める手続きによって行って

いただきます。ただし、お客様の当社に対する債務の弁済に充てる場合等を除き、口座内証券の一部を返還すべき旨の請求は、原則としてお取扱いいたしません。

(手数料等)

第13条 投資一任口座の利用料は無料とします。また、投資一任口座における取引に関する手数料および事務手続きに係る費用をお客様よりいただくことがあります。

2 前項の手数料および費用は当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。

3 お客様が当社と投資顧問契約を締結した場合の投資顧問報酬は、投資顧問契約に定める方法で投資一任口座からお支払いいただくこととします。

4 一旦お支払いいただいた手数料、費用および報酬は返却しないこととします。

5 当社は投資一任口座に関して定める手数料、費用および報酬をいただく他、次に掲げる場合（各契約が解約された後に行われる場合を含みます）には、当該各号に記した金員をいただくことがあります。

① 口座資産を返還する場合振込または振替について当社の定める料金

② お客様のご希望に従って特別な取扱いをする場合当社の要する実費

6 当社は、フィデリティ投信から委託されて行う投資一任契約の締結の代理業務の報酬をフィデリティ投信から受領します。本報酬はお客様が投資一任契約および関係する契約に基づいて間接的に負担する費用が原資となります。

(特定口座に関する取扱い)

第14条 お客様が総合取引口座において

特定口座の設定を申込まれている場合、投資一任口座においても特定口座の設定を申込むものとします。総合取引口座において特定口座の設定を申込まれている場合、投資一任口座において特定口座の設定を申込むことはできません。

2 特定口座に係る源泉徴収・還付を行う場合、当社が別途定める方法により総合取引口座と投資一任口座の損益を通算して計算を行い、総合取引口座から源泉徴収・還付を行います。ただし、総合取引口座内のお客様のお預り金およびMRFの残高が源泉徴収額に不足する場合は、投資一任口座内の現金を総合取引口座に振替えて源泉徴収額に充当します。

3 特定口座に関するお取引は、関係法令等およびこの約款に定めがある場合を除き、「特定口座約款」「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」等の約款の定めるところによるものとします。

(債務不履行時の取扱い)

第15条 お客様が当社に対するいずれの債務（この約款以外の約款・契約等に基づく債務を含みます）の履行を遅滞し、またはこの約款の条項のいずれかに違反した場合、当社はあらかじめ連絡することなく、契約手続き、口座資産の返還その他の取引およびサービスの提供を、制限または停止することがあります。

(保護預り証券等の譲渡その他の処分の禁止)

第16条 口座資産および口座資産に基づいて当社が受領すべき資産、ならびにこれらの返還を当社に請求する権利については、当社がお客様に代わって譲渡その他の処分を行う場合を除き、第三者への譲渡、

<p><u>担保権の設定などを行うことはできません。</u></p> <p><u>(免責事項)</u></p> <p><u>第17条 当社は、次の損害については責を負わないものとします。</u></p> <p><u>①「総合取引約款」に定める免責事項に係る事由により生じた損害。</u></p> <p><u>②この約款または法令の定めにしたがった、取引もしくはサービスの提供の停止または取引内容の変更がされたことによる損害。</u></p> <p><u>(合意管轄)</u></p> <p><u>第18条 お客様と当社の間はこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>以上</u></p> <p><u>2021年6月</u></p>	
---	--

株式等振替決済口座管理約款

新	旧
<p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載または記録を行います。</p>	<p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載または記録を行います。</p>